

介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業に係る提案書技術審査用紙

(価格点:技術点=1:2、得点配分 価格点100点、技術点200点)

I 価格点=(1-入札価格/予定価格)×100点

II 技術点

評価項目	提案要求事項	得点配分																							
		基礎点 (必須)	加点 (任意)	合計																					
1 事業の実施方針		/ 30点	/ 10点	/ 40点																					
(1)事業の目的・趣旨の理解	事業の目的及び趣旨を理解し、公正・中立的な立場で事業を実施できるか	/ 15点		/ 15点																					
(2)提案書の記載内容	仕様書記載の事業内容について、すべて網羅されているか	/ 15点		/ 15点																					
(3)事業実施のスケジュール	事業が円滑に進められるよう、適切なスケジュールとなっているか		/ 10点	/ 10点																					
2 事業内容		/ 0点	/ 85点	/ 85点																					
(1)雇用管理改善企画委員会の設置	雇用管理改善企画委員会の設置について、独自の工夫がなされているか		/ 5点	/ 5点																					
(2)調査等対象企業の開拓・選定	調査等対象事業所の開拓・選定方法について、独自の工夫がなされているか		/ 10点	/ 10点																					
(3)先進事業所モデル調査の実施	雇用管理制度の導入支援のためのコンサルティング等の訪問調査について、独自の工夫がなされているか		/ 10点	/ 10点																					
	導入した雇用管理制度の運用支援のためのコンサルティング等の訪問調査について、独自の工夫がなされているか		/ 10点	/ 10点																					
(4)地域ネットワーク・コミュニティの構築	支援対象企業について、十分な訪問回数を期待できる計画となっているか		/ 5点	/ 5点																					
	導入した雇用管理制度の運用支援のためのコンサルティングや、支援終了後も事業主の自主的な取組が継続できる、独自の工夫がなされているか		/ 20点	/ 20点																					
(5)経験交流会の開催	労働局管内各地域に雇用管理改善サポーターを派遣できる能力またはネットワークを有しているか		/ 5点	/ 5点																					
	先進事業所モデル調査と地域ネットワーク・コミュニティ等との相乗効果や多くの事業主等の参加が期待できる計画となっているか(創意工夫、広報ツール等)		/ 20点	/ 20点																					
3 組織としての経験・能力		/ 30点	/ 25点	/ 55点																					
(1)事業遂行のための体制	事業を行う上で適切な財政基盤を有しているか。	/ 5点		/ 5点																					
	支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等、一般的な経理処理能力を有しているか。	/ 5点		/ 5点																					
	保有する情報の適切な管理にかかる制度を保有しているか。	/ 5点		/ 5点																					
(2)事業実績	過去に委員会を運営した経験があるか		/ 10点	/ 10点																					
	過去に同様の調査等(コンサルティング、聞き取り調査、縦断調査等)を実施したことがあるか		/ 10点	/ 10点																					
(3)事業遂行のための人員体制	管理者の管理能力が十分にあり、事業が遂行可能な人員体制の整備がなされているか	/ 15点		/ 15点																					
	業務のバックアップ体制は確保されているか		/ 5点	/ 5点																					
4 業務従事予定者の経験・能力		/ 10点	/ 0点	/ 10点																					
(1)専門知識、適格性	業務従事予定者が、当該事業を遂行するにあたって必要となる労働関係法令、労務管理等に係る見識、資格等を十分に持っているか。	/ 10点		/ 10点																					
5 ワーク・ライフ・バランス等の推進 (注3)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)</td> <td>1段階目(注4) (認定基準5つのうち1~2つ〇) 5点</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>2段階目(注4) (認定基準5つのうち3~4つ〇) 8点</td> </tr> <tr> <td>3段階目 (認定基準5つすべて〇) 10点</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)</td> <td>行動計画(注5) 2点</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>くるみん(旧基準) 5点</td> </tr> <tr> <td>くるみん(新基準) 7点</td> </tr> <tr> <td>若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) 9点</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>/ 70点</td> <td>/ 130点</td> <td>/ 200点</td> </tr> </table>	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)	1段階目(注4) (認定基準5つのうち1~2つ〇) 5点				2段階目(注4) (認定基準5つのうち3~4つ〇) 8点	3段階目 (認定基準5つすべて〇) 10点	次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	行動計画(注5) 2点				くるみん(旧基準) 5点	くるみん(新基準) 7点	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) 9点					合 計		/ 70点	/ 130点	/ 200点
女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)	1段階目(注4) (認定基準5つのうち1~2つ〇) 5点																								
	2段階目(注4) (認定基準5つのうち3~4つ〇) 8点																								
	3段階目 (認定基準5つすべて〇) 10点																								
次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	行動計画(注5) 2点																								
	くるみん(旧基準) 5点																								
	くるみん(新基準) 7点																								
若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) 9点																									
合 計		/ 70点	/ 130点	/ 200点																					

※1 価格と同等に評価できない項目(創造性、新規性等) :100点

※2 価格と同等に評価できる項目(事業の実施体制、組織の経営基盤、過去の類似業務の実績等、事業の実行可能性を確保するための評価項目等) :100点

(注1)基礎点(必須)項目は、最低限の要求要件であり、要求要件を充足している場合は配分された点数を与えられ、充足していない場合は0点となる。

1項目でも要求要件が充足できないとみなされ、全委員が0点とした項目がある場合は、その入札参加者は不合格となる。

(注2)加点(任意)項目(「5 ワーク・ライフ・バランス等の推進」を除く。)は、評価に応じて得点を与える。

採点基準は、Aを最上位とする6段階評価とし、評価項目ごとに該当する評価(A~F)をつけ、コメントがあれば、欄外に付記すること。

20点満点の項目:A(特に優れている)=20点、B(優れている)=16点、C(普通)=12点、D(やや劣る)=8点、E(劣る)=4点、F(非常に劣る)=0点
 15点満点の項目:A(特に優れている)=15点、B(優れている)=12点、C(普通)=9点、D(やや劣る)=6点、E(劣る)=3点、F(非常に劣る)=0点
 10点満点の項目:A(特に優れている)=10点、B(優れている)=8点、C(普通)=6点、D(やや劣る)=4点、E(劣る)=2点、F(非常に劣る)=0点
 5点満点の項目:A(特に優れている)=5点、B(優れている)=4点、C(普通)=3点、D(やや劣る)=2点、E(劣る)=1点、F(非常に劣る)=0点

(注3)「5 ワーク・ライフ・バランス等の推進」については、複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

(注4)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令(平成27年10月28日厚生労働省令第162号)第8条に定める基準。このうち、労働時間等の働き方に関する基準を満たすことを必要とする。

(注5)女性活躍推進法に基づく、一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

(注6)内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。